

（子ども用）

かわさきし こ けんり かん じつたい いしきちようさ あんけーと  
川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査（アンケート）

きょうりよく ねが  
ご協力のお願い

かわさきし こ あんしん じぶん い しゃかい さんか せいちよう  
川崎市には、子どもが安心して自分らしく生き、社会に参加しながら成長していけるようにつくった「川崎市子どもの権利に関する条例」があります。この条例を元に川崎市ではさまざまな子どもに関する取組を行っています。このアンケートは、この取組をより良くするためにお願いするものです。

あんけーと きょうりよく ねが こんぴゅーた らんだむ えら  
アンケートへのご協力をお願いしているのは、コンピュータでランダムに選んだ、かわさきし ない す さい さい にん さいいじよう  
川崎市内にお住まいの11歳から17歳までの2,100人、18歳以上の900人のかたがた  
方々です。

あんけーと けっか ほうこくしょ よてい めいわく  
アンケート結果は報告書にまとめる予定ですが、あなたにご迷惑をおかけしたりすることはありません。

きょうりよく ねが  
どうぞご協力をお願いします。

へいせい ねん がつ  
平成29（2017）年4月

かわさきし みらいきよく せいしょうねんしえんしつ  
川崎市 こども未来局 青少年支援室

かわさきし こ けんりいいかい  
川崎市子どもの権利委員会

ほごしゃ みな  
保護者の皆さまへ

かわさきし ねん かわさきし こ けんり かん じょうれい こ  
川崎市では2000年に「川崎市子どもの権利に関する条例」をつくり、子どもを  
ひとり にんげん ぞんちょう けんりしんがい まも じぶん い ささ  
一人の人間として尊重し、権利侵害から守り、自分らしく生きることを支えるため  
に、さまざまな取組を行っています。

ほんじつ おく かわさきし こ けんり かん じったい いしきちょうさ かわさきし  
本日お送りしました「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」は、「川崎市」  
と「川崎市子どもの権利委員会\*」が子どもに関する市の施策の参考にするために行  
っているものです。

こんかいちょうさ ねが こんびゆーた ぶさくいちゅうしゅつ らんだむ  
今回調査をお願いしたのは、コンピュータにより無作為抽出した（ランダム  
に選んだ）、本市にお住まいの11歳から17歳までの子ども2,100人と18歳  
いじょう にん かがた  
以上の900人の方々です。

ちょうさけっか ほうこくしょ よてい なまえ か だ  
調査結果は報告書にまとめる予定ですが、お名前を書かないでお出しいただき、  
ごめいわく ねが じゅうぶん き  
御迷惑をおかけすることのないよう、十分気をつけております。

てすう ちょうさ ごきょうりやく ねが  
お手数をおかけいたしますが、この調査に御協力いただきますようお願い  
申し上げます。

へいせい ねん がつ  
平成29（2017）年4月

かわさきし みらいきょく せいしょうねんしえんしつ  
川崎市 こども未来局 青少年支援室  
かわさきし こ けんりいんかい  
川崎市子どもの権利委員会

【お問い合わせ先】 かわさきし みらいきょく  
川崎市 こども未来局

せいしょうねんしえんしつ こ けんりだんとう  
青少年支援室 子どもの権利担当

でんわ ぶあつくす  
電話044-200-2344 Fax 200-3931

かわさきし こ けんりいんかい かわさきし こ けんり かん じょうれい せっち こ かん  
\*川崎市子どもの権利委員会とは、「川崎市子どもの権利に関する条例」により設置され、子どもに関する  
し 施策について子どもの権利保障の状況を検証しています。

# かわさきし こ けんり かん じったい いしきちょうさ 川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査 こ さい よう 子ども（11～17歳）用

～ アンケートにご協力をお願い～

- お送りしたあて名のご本人がお答えください。
- 質問に対して、あてはまるものに○（まる）をつけてください。
- 答えられる範囲でかまいません。
- 鉛筆かボールペンで書いてください。
- 答え終わりましたら、いっしょにお送りした返信用封筒に入れて、送り返してください。  
(返信用封筒には切手をはる必要はありません)
- 平成29(2017)年4月30日までにポストに入れてください。

※ このアンケートは、川崎市にお住まいの方の中から、コンピュータで3,000人を選んでお送りしています。

※ あなたの答えた内容が、他の人に知られることはありません。

《 このアンケートをごらんになった保護者の方へ 》

無記名のアンケートであり、個人が特定されることはありません。お子様やご家族にご迷惑がかかることのないよう、十分配慮いたします。お子様が思っていることや考えていることを自由に書くようお願いいたします。

★パソコンやスマートフォンから答えることもできます★

[https://sc.city.kawasaki.jp/multiform/multiform.php?form\\_id=1874](https://sc.city.kawasaki.jp/multiform/multiform.php?form_id=1874)

※二重で回答しないように、パソコンやスマートフォンから答えた

ときは、この調査票は捨ててください。



アクセスはこちらから↑



【お問合せ先】

かわさきし みらいきょく せいしょうねんしえんしつ こ けんりたんどう  
川崎市こども未来局 青少年支援室 子どもの権利担当  
でんわ 044-200-2344 ふあつくす 044-200-3931  
いーめーる E-mail : 45sien@city.kawasaki.jp

さいしょ 最初に「あなた自身のこと」についておききします。

F-1 あなたの年齢をおしえてください。(平成29(2017)年3月1日での年齢を書いてください)

- 1 11歳 2 12歳 3 13歳 4 14歳 5 15歳 6 16歳 7 17歳

F-2 あなたは平日(月曜日から金曜日まで)おもに何をしていますか。

- 1 学校に行っている 2 学校以外のところでごしている 3 働いている

F-3 あなたの住んでいるところをおしえてください。

- 1 川崎区 2 幸区 3 中原区 4 高津区 5 宮前区 6 多摩区 7 麻生区

F-4 あなたは、川崎市に住んで、どのくらいになりますか。

- 1 1年未満 2 1~5年 3 6~10年 4 11年以上

F-5 あなたは、誰と暮らしていますか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 父 2 母 3 祖父 4 祖母 5 兄弟姉妹  
6 おじ 7 おば 8 その他( )

I 平成12(2000)年12月につくられた「川崎市子どもの権利条例」についておききします。

Q1-1 川崎市子どもの権利条例を知っていますか。

- 1 知っている 2 聞いたことがあるが内容はよくわからない 3 知らない ⇒ Q2へ

Q1-2 川崎市子どもの権利条例をふだんどのような方法で見たり聞いたりしますか。

(あてはまるものすべてに○)

- 1 学校の先生の話 4 学校で配布されたパンフレット 8 新聞、テレビなど  
2 施設の先生の話 5 川崎市ホームページ 9 その他  
3 親や友だちの話 6 ポスター  
7 ちらし
- 具体的に:

Q2 次の川崎市のしくみで知っているものは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 かわさき子どもの権利の日 3 川崎市人権オンブズパーソン 5 子どもの権利に関する行動計画  
2 川崎市子ども会議 4 川崎市子どもの権利委員会 6 一つも知らない

Ⅱ 『あなたの生活』についておききます。

Q3 あなたは、おとな（親、先生など）から次のことをされることがありますか。答えられる範囲で教えてください。

3-1 たたかれたり、なぐられたりする	1 あてはまる 2 だいたいあてはまる 3 あまりあてはまらない 4 あてはまらない
3-2 心を傷つけられる言葉をいわれる	1 あてはまる 2 だいたいあてはまる 3 あまりあてはまらない 4 あてはまらない
3-3 性的にいやなことをされたり、させられたりする	1 あてはまる 2 だいたいあてはまる 3 あまりあてはまらない 4 あてはまらない
3-4 世話をしてもらえなかったり無視されたりする	1 あてはまる 2 だいたいあてはまる 3 あまりあてはまらない 4 あてはまらない

Q4 あなたは、友だちや先輩、後輩から、次のことをされることがありますか。答えられる範囲で教えてください。

4-1 無視される	1 あてはまる 2 だいたいあてはまる 3 あまりあてはまらない 4 あてはまらない
4-2 お金を要求される	1 あてはまる 2 だいたいあてはまる 3 あまりあてはまらない 4 あてはまらない
4-3 悪口を言われる。またはインターネットに悪口を書き込まれる	1 あてはまる 2 だいたいあてはまる 3 あまりあてはまらない 4 あてはまらない
4-4 暴力をふるわれる	1 あてはまる 2 だいたいあてはまる 3 あまりあてはまらない 4 あてはまらない

Q5 あなたは、次の中で疲れること、不安に思うことがありますか。（あてはまるものすべてに○）

1 学校の勉強・宿題	9 兄弟姉妹との関係	16 受験・進路
2 学校の規則	10 祖父母との関係	17 性のこと
3 クラブ活動・部活動	11 先生との関係	18 自分の身体のこと
4 児童会・生徒会活動	12 友だちや先輩との関係	19 家のお金のこと
5 塾の勉強・宿題	13 アルバイト・仕事先の人間関係	20 その他
6 おけいこ・習いごと	14 彼氏・彼女との関係	（具体的に：）
7 住んでいる地域のスポーツ活動	15 Facebook, Twitter, LINE, InstagramなどSNS上の人間関係	21 疲れること、不安なことはない



Q6 あなたには、<sup>あんしん</sup>安心して自分の<sup>じぶん</sup>気持ちや<sup>きもち</sup>悩みを<sup>なや</sup>話せるおとなが<sup>はな</sup>少なくとも一人はいますか。

1 いる	2 いない
------	-------

Ⅲ 『相談するところ』についておききます。

Q7 あなたは、<sup>こま</sup>困ったり<sup>なや</sup>悩んだりしたとき、<sup>だれ</sup>誰かに<sup>そうだん</sup>相談したいと思いませんか。

1 したいと思う	
2 したいけどできない (理由:	)
3 したいと思わない (理由:	)

Q8 あなたは、<sup>こま</sup>困ったり<sup>なや</sup>悩んだりしたとき、<sup>そうだん</sup>相談するとしたら、<sup>だれ</sup>誰に<sup>そうだん</sup>相談しますか。  
(あてはまるものすべてに○)

1 親	7 <sup>いま</sup> 今の <sup>がっこう</sup> 学校の <sup>せんせい</sup> 先生	13 <sup>すくーる</sup> スクール <sup>かうん</sup> カウンセラー
2 <sup>とも</sup> 友だちの <sup>おや</sup> 親	8 <sup>いま</sup> 今の <sup>がっこう</sup> 学校の <sup>ほけんしつ</sup> 保健室の <sup>せんせい</sup> 先生	14 Facebook, Twitter, LINE,
3 <sup>きょうだい</sup> 兄弟 <sup>しまい</sup> 姉妹	9 <sup>いま</sup> 今の <sup>がっこう</sup> 学校の <sup>くらぶ</sup> クラブ・ <sup>ぶかつどう</sup> 部活動の <sup>せんせい</sup> 先生	InstagramなどSNS上の <sup>とも</sup> 友だち
4 <sup>そふぼ</sup> 祖父母	10 <sup>そつぎょう</sup> 卒業した <sup>がっこう</sup> 学校の <sup>せんせい</sup> 先生	15 <sup>た</sup> その他
5 <sup>とも</sup> 友だち	11 <sup>なら</sup> 習いごとの <sup>せんせい</sup> 先生、 <sup>すぽーつ</sup> スポーツ <sup>くらぶ</sup> クラブの	具体的に:
6 <sup>せんぱい</sup> 先輩	<sup>かんとく</sup> 監督・ <sup>こーち</sup> コーチ	
	12 <sup>ひろば</sup> ゆうゆう広場・ <sup>そうだんがつきゅう</sup> 相談学級の <sup>せんせい</sup> 先生	

Q9 次のような<sup>かわさき</sup>川崎市の子どもの<sup>こ</sup>相談を受けてくれるところを知っていますか。  
(あてはまるものすべてに○)

1 <sup>じどう</sup> 児童 <sup>そうだんじょ</sup> 相談所	7 <sup>きょうい</sup> 教育委員会の <sup>きょうい</sup> 教育 <sup>そうだん</sup> 相談室	12 <sup>かわさき</sup> 川崎いのちの <sup>でんわ</sup> 電話
2 <sup>じどう</sup> 児童・ <sup>せいしやう</sup> 青少年 <sup>でんわ</sup> 電話相談	8 <sup>でんわ</sup> 電話相談 <sup>ほつとらいん</sup> ホットライン(体罰など)	13 <sup>かわさき</sup> かわさき <sup>チャイルド</sup> チャイルド <sup>らいん</sup> ライン
3 <sup>じどう</sup> 児童 <sup>ぎゃくたい</sup> 虐待 <sup>ほうし</sup> 防止 <sup>せんたー</sup> センター	9 <sup>いんたー</sup> インターネット <sup>もんたい</sup> 問題 <sup>そうだん</sup> 相談 <sup>まどぐち</sup> 窓口	14 <sup>こ</sup> 子どもの <sup>じんけん</sup> 人権 <sup>110</sup> 110番
4 <sup>すくーる</sup> スクール <sup>かうん</sup> カウンセラー	10 <sup>やまび</sup> やまび <sup>そうだん</sup> こ相談	15 <sup>かながわ</sup> 神奈川県 <sup>べんご</sup> 弁護士会
5 <sup>そうごう</sup> 総合 <sup>きょういく</sup> 教育 <sup>せんたー</sup> センター	11 <sup>こ</sup> 子ども <sup>あんしん</sup> あんしん <sup>だいや</sup> ダイヤル	<sup>こ</sup> 子どもの <sup>じんけん</sup> 人権 <sup>そうだん</sup> 相談
6 <sup>じか</sup> 24時間 <sup>こども</sup> 子供 <sup>えす</sup> SOS <sup>でんわ</sup> 電話相談	<sup>じんけん</sup> (人権 <sup>おんぶ</sup> オンブ <sup>すぱー</sup> ズパーソン)	16 <sup>し</sup> 知っているものはない



Q10 あなたは、<sup>こま</sup>困ったり<sup>なや</sup>悩んだりしたとき、<sup>どこかに</sup>どこかに<sup>そうだん</sup>相談したいと思いませんか。

1 したいと思う	
2 したいけどできない (理由:	)
3 したいと思わない (理由:	)

Q11 あなたは、困ったり悩んだりしたとき、相談するとしたら、どこに相談しますか。

（あてはまるものすべてに○）

1 児童相談所	8 インターネット問題相談窓口	14 神奈川県弁護士会
2 児童・青少年電話相談	9 やまびこ相談	子どもの人権相談
3 児童虐待防止センター	10 子どもあんしんダイヤル	15 インターネット掲示板
4 総合教育センター	(人権オンブズパーソン)	16 その他
5 24時間子供SOS電話相談	11 川崎いのちの電話	具体的に
6 教育委員会の教育相談室	12 かわさきチャイルドライン	
7 電話相談ホットライン(体罰など)	13 子どもの人権110番	

Q12 あなたは、どのようなところなら相談しようと思いますか。自由に書いてください。

.....

.....

.....

IV 『あなたの周りのこと』についておききます。

Q13 あなたは、学校の行事や話し合いに参加していますか。

1 参加している    2 ときどき参加している    3 あまり参加していない    4 参加していない

Q14 学校で何かを決めるとき、先生は、子どもの意見を聞いていますか。

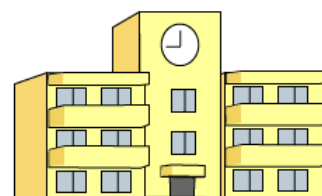
1 聞いている    2 ときどき聞いている    3 あまり聞いていない    4 聞いていない

Q15 学校にはあなたの話をよく聞いてくれる先生がいますか。

1 いる                      2 いない

Q16 あなたは、学校に何でも話せる友だちがいますか。

1 いる                      2 いない



Q17 あなたは、学校の勉強がよくわかりますか。

1 わかる    2 だいたいわかる    3 あまりわからない    4 わからない

Q18 あなたは、学校で休み時間や放課後、安心してすごせますか。

1 すごせる    2 ときどきすごせる    3 あまりすごせない    4 すごせない

Q19 あなたは、<sup>ほうかご</sup>放課後どこですごしますか。(あてはまるものすべてに○)

- |                                               |                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 自分 <sup>じぶん</sup> の部屋 <sup>へや</sup>         | 10 習いごと <sup>なら</sup> の教室 <sup>きょうしつ</sup> ・スポーツクラブ <sup>すぽーつくらぶ</sup>                                           |
| 2 リビング <sup>りびんぐ</sup> ・居間 <sup>いま</sup>      | 11 地域 <sup>ちいき</sup> の図書館 <sup>としょかん</sup> ・市民館 <sup>しみんかん</sup>                                                 |
| 3 祖父母 <sup>そふぼ</sup> の家 <sup>いえ</sup>         | 12 子ども文化センター <sup>ぶんかせんたー</sup> ・わくわくプラザ <sup>ぶらざ</sup>                                                          |
| 4 友だち <sup>とも</sup> の家 <sup>いえ</sup>          | 13 子ども夢パーク <sup>ゆめぱーく</sup> ・公園 <sup>こうえん</sup>                                                                  |
| 5 学童保育 <sup>がくどうほいく</sup> の場所 <sup>ばしょ</sup>  | 14 アルバイト先 <sup>あるばいとさき</sup> ・仕事場 <sup>しごとば</sup>                                                                |
| 6 クラブ活動 <sup>くらぶかつどう</sup> の場所 <sup>ばしょ</sup> | 15 ゲームセンター <sup>げーむせんたー</sup> ・カラオケボックス <sup>からおけほっくす</sup> ・ネットカフェ <sup>ねっとかふえ</sup> ・マンガ喫茶 <sup>まんがきっさ</sup> ・ |
| 7 学校図書館 <sup>がっこうとしょかん</sup>                  | ファストフード店 <sup>ふあすとふーどてん</sup> ・ファミレス <sup>ふぁみれす</sup> ・コンビニ <sup>こんびに</sup>                                      |
| 8 教室 <sup>きょうしつ</sup>                         | 16 その他 <sup>た</sup> (具体的に <sup>くたいてき</sup> ： <span style="float:right">)</span>                                  |
| 9 塾 <sup>じゅく</sup>                            |                                                                                                                  |



Q20 あなたは、<sup>ちいき</sup>地域の活動<sup>かつどう</sup>・イベント<sup>いべんと</sup>・ボランティア等<sup>ぼらんてい</sup>に参加<sup>さんか</sup>したことがありますか。

(あてはまるものすべてに○)

- |                                                                                                                            |                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 子ども夢パーク <sup>ゆめぱーく</sup> ・子ども文化センター <sup>ぶんかせんたー</sup> ・わくわくプラザ <sup>ぶらざ</sup> の活動 <sup>かつどう</sup> ・イベント <sup>いべんと</sup> | 6 ボランティア活動 <sup>ぼらんていあかつどう</sup> (町内会 <sup>ちょうないかい</sup> の清掃ボランティア <sup>せいそうぼらんていあ</sup> など) |
| 2 「地域 <sup>ちいき</sup> の寺子屋 <sup>てらこや</sup> 」の体験活動 <sup>たいけんかつどう</sup>                                                       | 7 ボーイスカウト <sup>ぼーいすかうと</sup> ・ガールスカウト <sup>がーるすかうと</sup>                                     |
| 3 地域 <sup>ちいき</sup> のスポーツ活動 <sup>すぽーつかつどう</sup> ・文化活動 <sup>ぶんかかつどう</sup>                                                   | 8 その他 <sup>た</sup>                                                                           |
| 4 子ども会活動 <sup>こどもかいかつどう</sup> (ジュニアリーダー <sup>じゅにありーだー</sup> など)                                                            | 具体的に <sup>くたいてき</sup> ： <span style="float:right">)</span>                                   |
| 5 地域 <sup>ちいき</sup> のお祭り <sup>まつり</sup> (みこし <sup>もぎてん</sup> 、模擬店 <sup>もぎてん</sup> の手伝い <sup>てつだ</sup> など)                  | 9 参加 <sup>さんか</sup> したことがない                                                                  |

Q21 地域<sup>ちいき</sup>で何か<sup>なに</sup>を決めるとき<sup>き</sup>、おとなは、子ども<sup>こども</sup>の意見<sup>いけん</sup>を聞いていますか。

- 1 聞いている<sup>き</sup> 2 ときどき聞いている<sup>き</sup> 3 あまり聞いている<sup>き</sup> 4 聞いていない<sup>き</sup>

Q22 あなたは、次<sup>つぎ</sup>のような場<sup>ば</sup>で、話し合<sup>はな</sup>ったり意見<sup>いけん</sup>を言<sup>あ</sup>ったりしたことがありますか。

(あてはまるものすべてに○)

- |                                                                                                                                              |                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 1 川崎市 <sup>かわさきし</sup> 子ども会議 <sup>こどもかいぎ</sup> 、行政区 <sup>ぎょうせいく</sup> ・中学校区 <sup>ちゅうがっこうく</sup> 子ども会議 <sup>こどもかいぎ</sup> の話し合 <sup>はな</sup> い | 4 子ども会 <sup>こどもかい</sup> の話し合 <sup>はな</sup> い               |
| 2 子ども夢パーク <sup>ゆめぱーく</sup> ・子ども文化センター <sup>ぶんかせんたー</sup> ・わくわくプラザ <sup>ぶらざ</sup> の話し合 <sup>はな</sup> い                                        | 5 その他 <sup>た</sup>                                         |
| 3 学校教育 <sup>がっこうきょういく</sup> 推進 <sup>すいしん</sup> 会議 <sup>かいぎ</sup> 、生徒会 <sup>せいとかい</sup> ・児童会 <sup>じどうかい</sup> の話し合 <sup>はな</sup> い            | 具体的に <sup>くたいてき</sup> ： <span style="float:right">)</span> |
|                                                                                                                                              | 6 したことがない                                                  |

Q23 地域<sup>ちいき</sup>(学校<sup>がっこう</sup>以外<sup>いがい</sup>)に、一緒<sup>いっしょ</sup>に遊<sup>あそ</sup>んだり話<sup>はな</sup>したりする友だち<sup>とも</sup>がいますか。

- 1 いる 2 いない



Q24 地域<sup>ちいき</sup>に、遊<sup>あそ</sup>んだりスポ<sup>す</sup>ーツを安<sup>あん</sup>心して自分<sup>じぶん</sup>が好<sup>す</sup>きなことをする場所<sup>ばしょ</sup>がありますか。

- 1 ある 2 ない





Q25 あなたは、家で話を聞いてもらえますか。

- 1 聞いてもらえる 2 ときどき聞いてもらえる 3 あまり聞いてもらえない 4 聞いてもらえない

Q26 家で何かを決めるとき、おとなにあなたの意見を聞いてもらえますか。

- 1 聞いてもらえる 2 ときどき聞いてもらえる 3 あまり聞いてもらえない 4 聞いてもらえない

Q27 あなたには、遊んだり休んだり自分の好きなことをする時間が十分にありますか。

- 1 ある 2 ときどきある 3 あまりない 4 ない

Q28 あなたにとってホッとできる場所はどこですか。（あてはまるものすべてに○）

- |            |                                                      |
|------------|------------------------------------------------------|
| 1 自分の部屋    | 12 習いごとの教室・スポーツクラブ                                   |
| 2 リビング・居間  | 13 地域の図書館・市民館                                        |
| 3 お風呂      | 14 こども文化センター・わくわくプラザ                                 |
| 4 トイレ      | 15 子ども夢パーク・公園                                        |
| 5 祖父母の家    | 16 アルバイト先・仕事場                                        |
| 6 友だちの家    | 17 ゲームセンター・カラオケボックス・ネットカフェ・マンガ喫茶・ファストフード店・ファミレス・コンビニ |
| 7 学童保育の場所  | 18 その他                                               |
| 8 クラブ活動の場所 | 具体的に：                                                |
| 9 学校図書館    | 19 特にない                                              |
| 10 教室      |                                                      |
| 11 塾       |                                                      |



Q29 あなたは、生活のなかで文化・国籍などのちがいが、障がいのあるなしにかかわらず、子どもは大切にされていると思いますか。

- 1 そう思う 2 だいたいそう思う 3 あまりそう思わない 4 そう思わない

V 『あなたの思い』についておききします。

Q30 あなたは、自分が好きですか。

- 1 好き 2 だいたい好き 3 あまり好きではない 4 好きではない

Q31 あなたは、自分は親や周りのおとなから大切にされていると感じますか。

- 1 そう思う 2 だいたいそう思う 3 あまりそう思わない 4 そう思わない

Q32 あなたは、自分は友だちにとって大切だと思えますか。

- 1 そう思う 2 だいたいそう思う 3 あまりそう思わない 4 そう思わない

Q33 あなたは、毎日まいにちが楽しいですか。

1 楽しい	2 だいたい楽しい	3 あまり楽しくない	4 楽しくない
-------	-----------	------------	---------

Q34 あなたは、次のことがあてはまりますか。答えられる範囲で教えてください。

34-1 誰も助けてくれないと思う	1 あてはまる 2 だいたいあてはまる 3 あまりあてはまらない 4 あてはまらない
34-2 つらくて死にたいと思う / 消えたいと思う	1 あてはまる 2 だいたいあてはまる 3 あまりあてはまらない 4 あてはまらない

Q35 次の子どもの権利のなかで、自分にとってもっとも大切だと思えるものは何ですか。

(あてはまるもの2つに○)

1 安心して生きる権利	いのちが大切にされ、いじめられたりしないで、安心して生活できる
2 ありのままの自分でいる権利	他の人との違いや個性が大切にされ、秘密が守られる
3 自分を守り、守られる権利	心や体を傷つけられないように逃げ、助けを求めらうために相談できる
4 自分を豊かにし、力づけられる権利	遊んだり学んだり活動したりすることができる
5 自分で決める権利	自分のことを自分で決めたり、決めるときにおとなに助けを求められる
6 参加する権利	自分の意見を言ったり、社会で活動したりできる
7 個別の必要に応じて支援を受ける権利	国の違いや障がいなどで差別されず支えられる

さいごに

子どもが安心して、自分らしく生き、社会に参加しながら成長していけるには、どんなことが大切だと思いますか。何でも自由に書いてください。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

協力ありがとうございました。

（おとな用）

かわさきし こ けんり かん じったい いしきちょうさ あんけーと  
川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査（アンケート）  
きょうりょく ねが  
ご協力のお願い

かわさきし ねん かわさきし こ けんり かん じょうれい こ ひとり  
川崎市では2000年に「川崎市子どもの権利に関する条例」をつくり、子どもを一人  
にんげん さんちょう けんりしんがい まち じぶん い ささ  
の人間として尊重し、権利侵害から守り、自分らしく生きることを支えるために、さ  
まざまなとりぐみ おこな  
まざまな取組を行っています。

ほんじつ おく かわさきし こ けんり かん じったい いしきちょうさ かわさきし  
本日お送りしました「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」は、「川崎市」と  
かわさきし こ けんりいんかい こ かん し しさく はんえい きそしりょう  
「川崎市子どもの権利委員会\*」が子どもに関する市の施策に反映する基礎資料を  
つく おこな  
作るために行っているものです。

こんかいちょうさ ねが こんぴゅーた むさくい ちゅうしゅつ らんだむ  
今回調査をお願いしたのは、コンピュータにより無作為に抽出した（ランダム  
えら ほんし す さい さい こ 2,100 にん さいいじょう  
に選んだ）、本市にお住まいの11歳から17歳までの子ども2,100人と18歳以上  
の900人の方々です。お子様のいない方へもお送りしておりますが、市全体での意識  
ちょうさ りかい  
を調査するものですので、ご理解ください。

ちょうさけっか ほうこくしょ よてい なまえ か だ  
また、調査結果は報告書にまとめる予定ですが、お名前を書かないでお出しただ  
き めいわく じゅうぶん き  
き、ご迷惑をおかけすることのないよう、十分気をつけております。

てすう ちょうさ きょうりょく ねが  
お手数をおかけいたしますが、この調査にご協力いただきますようお願い  
もう あ  
申し上げます。

へいせい ねん がつ  
平成29（2017）年4月

かわさきし みらいきょく せいしょうねんしえんしつ  
川崎市 こども未来局 青少年支援室

かわさきし こ けんりいんかい  
川崎市子どもの権利委員会

かわさきし こ けんりいんかい  
\*川崎市子どもの権利委員会

かわさきし こ けんり かん じょうれい せっち こ かん し しさく こ けんり  
「川崎市子どもの権利に関する条例」により設置され、子どもに関する市の施策について子どもの権利  
ほしょう じょうきょう けんしょう  
保障の状況を検証しています。

かわさきし こ けんり かん じったい いしきちょうさ  
**川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査**  
 おとな（18歳以上）用

～ アンケートにご協力をお願い～

- お送りしたあて名のご本人がお答えください。
- 質問に対して、あてはまるものに○（まる）をつけてください。
- 18歳未満の子とお住まいの方は、その子どものことについてお答えください。子どもとお住まいでない方は、身近な子ども（近所や親戚の子どもなど）または子ども一般のことについてお答えください。
- 答えられる範囲でかまいません。
- 鉛筆かボールペンで書いてください。
- 答え終わりましたら、いっしょにお送りした返信用封筒に入れて、送り返してください。（返信用封筒には切手をはる必要はありません）
- **平成29（2017）年4月30日**までにポストに入れてください。

※ このアンケートは、川崎市にお住まいの方の中から、コンピュータで3,000人を選んでお送りしています。

※ 川崎市子どもの権利に関する条例では、「子ども」を18歳未満としています。

※ あなたの答えた内容が、他の人に知られることはありません。

※ 外国人市民や障がいのある方などにも読みやすいように、ふりがなを振っています。

★パソコンやスマートフォンから答えることもできます★

[https://sc.city.kawasaki.jp/multiform/multiform.php?form\\_id=1909](https://sc.city.kawasaki.jp/multiform/multiform.php?form_id=1909)

※二重で回答しないように、パソコンやスマートフォンから答えた

ときは、この調査票は捨ててください。



アクセスはこちらから↑



11月20日はかわさき子どもの権利の日

【お問合せ先】

かわさきし みらいきょく せいしょうねんしえんじつ こ けんり たんとう  
 川崎市子ども未来局 青少年支援室 子どもの権利担当  
 でんわ 044-200-2344 ふあっくす 044-200-3931  
 いーめーる E-mail : 45sien@city.kawasaki.jp

「**あなた自身のこと**」についておききします。（この回答で書いた人がわかることはありません。）

F-1 あなたの年齢をおしえてください。（平成29(2017)年3月1日での年齢を書いてください）

1	10歳代	3	30歳代	5	50歳代	7	70歳代
2	20歳代	4	40歳代	6	60歳代	8	80歳以上

F-2 あなたの性別をおしえてください。（答えたくない場合は、記入しなくてもかまいません。）

1	男	2	女
---	---	---	---

F-3 あなたにはお子さんはいらっしゃいますか。（あてはまるものすべてに○）

1	妊娠中	6	中学生がいる
2	0～2歳の子どもがいる	7	18歳未満(3月1日現在)の高校生世代がいる
3	3～6歳(就学前)の子どもがいる	8	18歳以上(3月1日現在)の子どもがいる
4	小学1～3年生の子どもがいる	9	子どもはいない
5	小学4～6年生の子どもがいる		

F-4 あなたの住んでいるところをおしえてください。

1	川崎区	2	幸区	3	中原区	4	高津区	5	宮前区	6	多摩区	7	麻生区
---	-----	---	----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----

F-5 あなたは、川崎市に住んでどのくらいになりますか。

1	1年未満	2	1～5年	3	6～10年	4	11年以上
---	------	---	------	---	-------	---	-------

F-6 あなたは、誰と暮らしていますか。（あてはまるものすべてに○）

1	父	2	母	3	祖父	4	祖母	5	兄弟姉妹	6	夫・妻・配偶者・パートナー
7	おじ	8	おば	9	子ども	10	孫	11	一人暮らし	12	その他( )

I 平成12(2000)年12月につくられた「川崎市子どもの権利条例」についておききします。

Q1-1 川崎市子どもの権利条例を知っていますか。

1	知っている	2	聞いたことがあるが内容はよくわからない	3	知らない ⇒ Q2へ
---	-------	---	---------------------	---	------------

Q1-2 川崎市子どもの権利条例をふだんどのような方法で見たり聞いたりしますか。

(あてはまるものすべてに○)

1	学校の先生の話	4	学校で配布されたパンフレット	8	新聞、テレビなど
2	施設の先生の話	5	川崎市ホームページ	9	その他
3	知人・友人の話	6	ポスター	具体的に：	
		7	ちらし		

Q2 つぎ かわさきし 次の川崎市のしくみで知っているものは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1 かわさき子どもの権利の日	3 川崎市人権オンブズパーソン	5 子どもの権利に関する行動計画
2 川崎市子ども会議	4 川崎市子どもの権利委員会	6 一つも知らない

II 『あなたや子どもの生活』についておききます。

※子どもとお住まいでない方は、身近な子ども(近所や親戚の子どもなど)または子ども一般のことについてお答えください。

Q3 あなたは、子どもが、おとな(親・保護者、先生など)から、以下のことをされたことに最近気づいたり聞いたりしますか。

3-1 たたかれたり、なぐられたりする	1 あてはまる 2 だいたいあてはまる 3 あまりあてはまらない 4 あてはまらない
3-2 心を傷つけられる言葉をいわれる	1 あてはまる 2 だいたいあてはまる 3 あまりあてはまらない 4 あてはまらない
3-3 性的なことをされたり、させられたりする	1 あてはまる 2 だいたいあてはまる 3 あまりあてはまらない 4 あてはまらない
3-4 世話をしてもらえなかったり、無視されたりする	1 あてはまる 2 だいたいあてはまる 3 あまりあてはまらない 4 あてはまらない

Q4 あなたは、子どもに以下のことをすることがありますか。

4-1 たたいたり、なぐったりする	1 あてはまる 2 だいたいあてはまる 3 あまりあてはまらない 4 あてはまらない
4-2 心を傷つける言葉をいう	1 あてはまる 2 だいたいあてはまる 3 あまりあてはまらない 4 あてはまらない
4-3 性的なことをしたり、させたりする	1 あてはまる 2 だいたいあてはまる 3 あまりあてはまらない 4 あてはまらない
4-4 世話をしなかったり、無視したりする	1 あてはまる 2 だいたいあてはまる 3 あまりあてはまらない 4 あてはまらない

Q5 あなたは、保護者による体罰をどう思いますか。

1 いかなる場合も子どもへの体罰はよくないと思う	2 子どものしつけのための体罰は必要だと思う
3 子どもへの体罰は必要だと思う	4 その他(具体的に: )

Q6 あなたは、最近、子どものいじめに気づいたことがありますか。

1 ある	2 ときどきある	3 あまりない	4 ない
------	----------	---------	------

Q7 子どもには、安心して自分の気持ちや悩みを話せるおとなが、少なくとも一人はいると思いますか。

1 そう思う	2 そう思わない
--------	----------



Q8 あなたには、安心して自分の気持ちや悩みを話せる人が少なくとも一人はいますか。

1 いる                      2 いない

Q9 あなたは、子どもの頃、おとな（親・保護者、先生など）に以下のことをされたことがありますか。答えられる範囲で教えてください。

9-1 たたかれたり、なぐられたりした	1 あてはまる 2 だいたいあてはまる 3 あまりあてはまらない 4 あてはまらない
9-2 心を傷つけられる言葉をいわれた	1 あてはまる 2 だいたいあてはまる 3 あまりあてはまらない 4 あてはまらない
9-3 性的にいやなことをされたり、させられたりした	1 あてはまる 2 だいたいあてはまる 3 あまりあてはまらない 4 あてはまらない
9-4 世話をしてもらえなかったり、無視されたりした	1 あてはまる 2 だいたいあてはまる 3 あまりあてはまらない 4 あてはまらない

Q10 あなたは次の中で疲れること、不安に思うことがありますか。（あてはまるものすべてに○）

1 家事	12 職場の人間関係	20 子どもの友人関係
2 お金のこと	13 配偶者やパートナー（彼氏・彼女）との関係	21 子どものいじめ
3 自分の身体のこと	14 Facebook, Twitter, LINE, InstagramなどSNS上の人間関係	22 子どもの不登校・ひきこもり・中退
4 自分の将来	15 いわゆる「舅・姑」「婿・嫁」との関係	23 子どもの非行・暴力
5 いじめ・嫌がらせ・シカト	16 自分（配偶者）の仕事	24 同居家族（子ども以外）からの暴力
6 就職	17 子どもとのコミュニケーション	25 その他
7 介護	18 子どものしつけ	（具体的に：）
8 近所づきあい	19 子どもの進路・将来	26 疲れること、不安に思うことはない
9 町内会の活動		
10 自分の親との関係		
11 友人関係		

Q11 あなたは、家で自由な時間がありますか。

1 ある                      2 ない

Ⅲ 『相談するところ』についておききます。

Q12 あなたは、困ったり悩んだりしたとき、誰かに相談したいと思いますか。

1 したいと思う      2 したいけどできない（理由）  
3 したいと思わない（理由）

Q13 あなたは、<sup>こま</sup>困ったり<sup>なや</sup>悩んだりしたとき、<sup>そうだん</sup>相談するとしたら、だれに相談しますか。

(あてはまるものすべてに○)

- |                                                                         |                                                                                          |                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 自分 <sup>じぶん</sup> の親 <sup>おや</sup> 、義理 <sup>ぎり</sup> の親 <sup>おや</sup> | 9 職場 <sup>しょくば</sup> の上 <sup>じょうし</sup> 司 <sup>か</sup> ・管理 <sup>か</sup> 職 <sup>しょく</sup> | 17 ゆうゆう広場 <sup>ひろば</sup> ・相談 <sup>そうだん</sup> 学級 <sup>がくきゅう</sup> の先生 <sup>せんせい</sup> |
| 2 自分 <sup>じぶん</sup> の子ども                                                | 10 近所 <sup>きんじょ</sup> の人 <sup>ひと</sup>                                                   | 18 スクールカウンセラー                                                                        |
| 3 親戚 <sup>しんせき</sup>                                                    | 11 保健師 <sup>ほけんし</sup>                                                                   | 19 心理 <sup>しんり</sup> カウンセラー                                                          |
| 4 兄弟 <sup>きょうだい</sup> 姉妹 <sup>しまい</sup>                                 | 12 医師 <sup>いし</sup>                                                                      | 20 Facebook, Twitter, LINE,<br>InstagramなどSNS上の友だち                                   |
| 5 夫 <sup>おと</sup> ・妻 <sup>つま</sup> 、パートナー                               | 13 民生委員 <sup>みんせいいいん</sup> ・主任 <sup>しゅにん</sup> 児童委員 <sup>じどういいん</sup>                    | 21 その他                                                                               |
| 6 友だち                                                                   | 14 子どもの担任 <sup>こ たんにん</sup> の先生 <sup>せんせい</sup>                                          | 〔 具体的に：<br>〕                                                                         |
| 7 職場 <sup>しょくば</sup> の同僚 <sup>どうりょう</sup>                               | 15 子どものクラブ <sup>こ くらぶ</sup> ・部活動 <sup>ぶかつどう</sup> の先生 <sup>せんせい</sup>                    |                                                                                      |
| 8 職場 <sup>しょくば</sup> の先輩 <sup>せんぱい</sup>                                | 16 校長先生 <sup>こうちょうせんせい</sup> 、教頭先生 <sup>きょうとうせんせい</sup>                                  |                                                                                      |

Q14 次のような川崎市<sup>かわさきし</sup>の子どもの相談<sup>そうだん</sup>を受けてくれるところを知っていますか。

(あてはまるものすべてに○)

- |                                                                                               |                                                                                                    |                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 1 保健福祉 <sup>ほけんふくし</sup> センター                                                                 | 7 総合教育 <sup>そうごうきょういく</sup> センター                                                                   | 14 人権 <sup>じんけん</sup> オンブズパーソン                                 |
| (地域 <sup>ちいき</sup> みまもり支援 <sup>しえん</sup> センター)                                                | 8 24時間 <sup>じかんどけい</sup> 子供 <sup>こども</sup> SOS電話 <sup>でんわ</sup> 相談 <sup>そうだん</sup>                 | 15 川崎 <sup>かわさき</sup> いのちの電話 <sup>でんわ</sup>                    |
| 2 児童 <sup>じどう</sup> 相談 <sup>そうだん</sup> 所 <sup>じょ</sup>                                        | 9 教育 <sup>きょういく</sup> 委員 <sup>いいんかい</sup> 会の教育 <sup>きょういく</sup> 相談 <sup>そうだん</sup> 室 <sup>しつ</sup> | 16 かわさきチャイルドライン                                                |
| 3 児童 <sup>じどう</sup> ・青少 <sup>せいしょう</sup> 年 <sup>ねん</sup> 電話 <sup>でんわ</sup> 相談 <sup>そうだん</sup> | 10 電話 <sup>でんわ</sup> 相談 <sup>そうだん</sup> ホットライン <sup>ほっとらいん</sup> (体罰 <sup>たいばつ</sup> など)           | 17 子どもの人権 <sup>こ じんけん</sup> 110番 <sup>ひゃくとうばん</sup>            |
| 4 児童 <sup>じどう</sup> 虐待 <sup>ぎゃくたい</sup> 防止 <sup>ぼうし</sup> センター                                | 11 インターネット <sup>いんたーねっと</sup> 問題 <sup>もんだい</sup> 相談 <sup>そうだん</sup> 窓口 <sup>まどぐち</sup>             | 18 神奈川県 <sup>かながわけん</sup> 弁護士 <sup>べんご</sup> 士会 <sup>しかい</sup> |
| 5 民生委員 <sup>みんせいいいん</sup> ・主任 <sup>しゅにん</sup> 児童委員 <sup>じどういいん</sup>                          | 12 やまびこ相談 <sup>そうだん</sup>                                                                          | 子どもの人権 <sup>こ じんけん</sup> 相談 <sup>そうだん</sup>                    |
| 6 スクールカウンセラー                                                                                  | 13 かわさき若者 <sup>わかもの</sup><br>サポートステーション                                                            | 19 知っているものはない                                                  |

Q15 あなたは、<sup>こま</sup>困ったり<sup>なや</sup>悩んだりしたとき、どこかに相談したいと思えますか。

- |                           |                                  |   |
|---------------------------|----------------------------------|---|
| 1 したい <sup>おも</sup> と思う   | 2 したい <sup>りゆう</sup> けどできない (理由) | ) |
| 3 したい <sup>おも</sup> と思わない | (理由                              | ) |

Q16 あなたは、<sup>こま</sup>困ったり<sup>なや</sup>悩んだりしたとき、<sup>そうだん</sup>相談するとしたら、どこに相談しますか。

(あてはまるものすべてに○)

- |                                                                                                    |                                                                                         |                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 1 保健福祉 <sup>ほけんふくし</sup> センター                                                                      | 8 電話 <sup>でんわ</sup> 相談 <sup>そうだん</sup> ホットライン <sup>ほっとらいん</sup> (体罰 <sup>たいばつ</sup> など) | 15 子どもの人権 <sup>こ じんけん</sup> 110番 <sup>ひゃくとうばん</sup>            |
| (地域 <sup>ちいき</sup> みまもり支援 <sup>しえん</sup> センター)                                                     | 9 インターネット <sup>いんたーねっと</sup> 問題 <sup>もんだい</sup> 相談 <sup>そうだん</sup> 窓口 <sup>まどぐち</sup>   | 16 神奈川県 <sup>かながわけん</sup> 弁護士 <sup>べんご</sup> 士会 <sup>しかい</sup> |
| 2 児童 <sup>じどう</sup> 相談 <sup>そうだん</sup> 所 <sup>じょ</sup>                                             | 10 やまびこ相談 <sup>そうだん</sup>                                                               | 子どもの人権 <sup>こ じんけん</sup> 相談 <sup>そうだん</sup>                    |
| 3 児童 <sup>じどう</sup> ・青少 <sup>せいしょう</sup> 年 <sup>ねん</sup> 電話 <sup>でんわ</sup> 相談 <sup>そうだん</sup>      | 11 かわさき若者 <sup>わかもの</sup><br>サポートステーション                                                 | 17 インターネット <sup>いんたーねっと</sup> 掲示板 <sup>けいじばん</sup>             |
| 4 児童 <sup>じどう</sup> 虐待 <sup>ぎゃくたい</sup> 防止 <sup>ぼうし</sup> センター                                     | 12 人権 <sup>じんけん</sup> オンブズパーソン                                                          | 18 その他                                                         |
| 5 総合教育 <sup>そうごうきょういく</sup> センター                                                                   | 13 川崎 <sup>かわさき</sup> いのちの電話 <sup>でんわ</sup>                                             | 〔 具体的に：<br>〕                                                   |
| 6 24時間 <sup>じかんどけい</sup> 子供 <sup>こども</sup> SOS電話 <sup>でんわ</sup> 相談 <sup>そうだん</sup>                 | 14 かわさきチャイルドライン                                                                         |                                                                |
| 7 教育 <sup>きょういく</sup> 委員 <sup>いいんかい</sup> 会の教育 <sup>きょういく</sup> 相談 <sup>そうだん</sup> 室 <sup>しつ</sup> |                                                                                         |                                                                |





Q17 あなたは、どのようなところなら相談しようと思いますか。自由に書いてください。

-----
-----
-----

IV 『あなたの周りのこと』についておききします。

※子どもとお住まいでない方は、身近な子ども（近所や親戚の子どもなど）または子ども一般のことについてお答えください。

Q18 あなたは、保育園・幼稚園・学校の話し合い（たとえば、PTAなど）に参加していますか。

- |              |                           |
|--------------|---------------------------|
| 1 参加している     | 4 参加していない                 |
| 2 ときどき参加している | 5 保育園・幼稚園・学校に通っている子どもはいない |
| 3 あまり参加していない |                           |

Q19 あなたの職場や地域など、あなたの周辺にあなたの話を聞いてくれる人がいますか。

- |      |       |
|------|-------|
| 1 いる | 2 いない |
|------|-------|

Q20 あなたは、地域の活動・イベント行事や話し合い（たとえば、町内会・自治会など）に参加していますか。

- |          |              |              |           |
|----------|--------------|--------------|-----------|
| 1 参加している | 2 ときどき参加している | 3 あまり参加していない | 4 参加していない |
|----------|--------------|--------------|-----------|

Q21 あなたは、地域で何かを決めるとき、子どもの意見を聞いていますか。

- |         |             |            |          |
|---------|-------------|------------|----------|
| 1 聞いている | 2 ときどき聞いている | 3 あまり聞いている | 4 聞いていない |
|---------|-------------|------------|----------|

Q22 あなたは、普段家で子どもの話を聞いていますか。

- |             |            |           |
|-------------|------------|-----------|
| 1 聞いている     | 3 あまり聞いている | 5 子どもはいない |
| 2 ときどき聞いている | 4 聞いていない   |           |

Q23 あなたは、家の中で何かを決めるとき、子どもの意見を聞いていますか。

- |             |            |           |
|-------------|------------|-----------|
| 1 聞いている     | 3 あまり聞いている | 5 子どもはいない |
| 2 ときどき聞いている | 4 聞いていない   |           |

Q24 あなたは、子どものことをわかっていると思いますか。

- |          |              |             |          |
|----------|--------------|-------------|----------|
| 1 わかっている | 2 だいたいわかっている | 3 あまりわかっている | 4 わかっている |
|----------|--------------|-------------|----------|

Q25 子どもには、地域に、一緒に遊んだり話したりする友だちがいますか。

- 1 そう思う      2 そう思わない

Q26 子どもには、遊んだり休んだり自分の好きなことをする時間が十分あると思いますか。

- 1 あると思う      2 ときどきあると思う      3 あまりないと思う      4 ないと思う

Q27 子どもには、地域に、遊んだりスポーツをしたり自分が好きなことをする場所があると 思いますか。

- 1 そう思う      2 そう思わない



Q28 子どもにとってホッとできる場所はどこだと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

- |            |                                                      |  |
|------------|------------------------------------------------------|--|
| 1 自分の部屋    | 12 習いごとの教室・スポーツクラブ                                   |  |
| 2 リビング・居間  | 13 地域の図書館・市民館                                        |  |
| 3 お風呂      | 14 こども文化センター・わくわくプラザ                                 |  |
| 4 トイレ      | 15 子ども夢パーク・公園                                        |  |
| 5 祖父母の家    | 16 アルバイト先・仕事場                                        |  |
| 6 友だちの家    | 17 ゲームセンター・カラオケボックス・ネットカフェ・マンガ喫茶・ファストフード店・ファミレス・コンビニ |  |
| 7 学童保育の場所  | 18 その他                                               |  |
| 8 クラブ活動の場所 | 具体的に：                                                |  |
| 9 学校図書館    |                                                      |  |
| 10 教室      | 19 特にない                                              |  |

Q29 日常生活で、文化・国籍等のちがい、障がいのあるなしにかかわらず、子どもは大切にされていると思いますか。

- 1 そう思う      2 ときどきそう思う      3 あまりそう思わない      4 そう思わない

V 『あなたの思い』についておききます。

Q30 子どもは、毎日が楽しいと感じていると思いますか。

- 1 そう思う      2 だいたいそう思う      3 あまりそう思わない      4 そう思わない

Q31 あなたは、自分が好きですか。

- 1 好き      2 だいたい好き      3 あまり好きではない      4 好きではない

Q32 あなたは、周りの人から大切にされていると感じますか。

- 1 感じる      2 ときどき感じる      3 あまり感じない      4 感じない

Q33 あなたは、毎日が楽しいですか。

- 1 楽しい      2 だいたい楽しい      3 あまり楽しくない      4 楽しくない

Q34 次の子どもの権利のなかで、子どもにとって最も大切だと思うものは何ですか。

（あてはまるもの2つに○）

1 安心して生きる権利	いのちが大切にされ、いじめられたりしないで、安心して生活できる
2 ありのままの自分でいる権利	他の人との違いや個性が大切にされ、秘密が守られる
3 自分を守り、守られる権利	心や体を傷つけられないように逃げ、助けをもらうために相談できる
4 自分を豊かにし、力づけられる権利	遊んだり学んだり活動したりすることができる
5 自分で決める権利	自分のことを自分で決めたり、決めるときにおとなに助けをもらえる
6 参加する権利	自分の意見を言ったり、社会で活動したりできる
7 個別の必要に応じて支援を受ける権利	国の違いや障がいなどで差別されず支えられる

### さいごに

子どもが安心して、自分らしく生き、社会に参加しながら成長していけるには、どんなことが大切だと思いますか。何でも自由に書いてください。

.....

.....

.....

.....

.....

ご協力ありがとうございました。

（職員用）

平成29（2017）年4月

アンケートに協力していただく皆様へ

川崎市子ども未来局青少年支援室  
川崎市子どもの権利委員会

川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査について（依頼）

日頃から、子どもの権利施策の推進に御協力いただきありがとうございます。

本日お送りいたしました「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」は、川崎市と市の附属機関である川崎市子どもの権利委員会が、市の子どもの施策の充実を図り、子どもの権利保障を推進する際の基礎資料を得るために実施するものです。

調査は、市内在住の外国人を含む子ども2,100人、おとな900人の他、子どもに関わる学校・施設の職員500人に各職場を通してお願いしています。

回答は同封の返信用封筒で御返送ください。（調査結果は報告書にまとめて公表する予定ですが、無記名・個別回収により、個人や施設が特定されないことがないよう、取扱には十分配慮いたします。）

年度初めのお忙しい時期にお手数をおかけいたしますが、御協力いただきますようお願い申し上げます。

川崎市子ども未来局青少年支援室  
子どもの権利担当  
電話 044-200-2344 Fax 044-200-3931  
E-mail : 45sien@city.kawasaki.jp

\*子どもの権利委員会

「川崎市子どもの権利に関する条例」により設置され、子どもに関する市の施策における子どもの権利保障の状況を検証しています。

## 川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査 職員用

～ アンケートにご協力をお願い ～

- 質問に対して、あてはまるものに○（まる）をつけてください。
- お答えいただける範囲でかまいません。
- 鉛筆かボールペンで書いてください。
- 回答が終わりましたら、一緒にお送りした返信用封筒に入れて、ご返送ください。  
(返信用封筒には切手を貼る必要はありません)

●平成29(2017)年4月30日までにポストに投函してください。

- ※ このアンケートは、川崎市内の学校や子どもに関する施設を通して、子どもに関わっている職員の皆さまにお送りしています。
- ※ あなた個人の回答内容が職場や外部にもれることはありません。

★パソコンやスマートフォンから答えることもできます★

[https://sc.city.kawasaki.jp/multiform/multiform.php?form\\_id=1915](https://sc.city.kawasaki.jp/multiform/multiform.php?form_id=1915)

※二重で回答しないように、パソコンやスマートフォンから答えたときは、この質問票は破棄してください。



アクセスはこちらから↑



11月20日はかわさき子どもの権利の日

### 【お問合せ先】

川崎市こども未来局 青少年支援室 子どもの権利担当  
電話 044-200-2344 Fax 044-200-3931  
E-mail : 45sien@city.kawasaki.jp

「あなた自身のこと」についてお聞きします。

F-1 あなたの所属をおしえてください。

- |        |        |
|--------|--------|
| 1 学校関係 | 2 施設関係 |
|--------|--------|

F-2 あなたの勤続年数をおしえてください。(平成 29(2017)年 3 月 1 日での勤続年数を書いてください)

- |               |                   |                   |
|---------------|-------------------|-------------------|
| 1 1 年未満       | 3 5 年以上 1 0 年未満   | 5 2 0 年以上 3 0 年未満 |
| 2 1 年以上 5 年未満 | 4 1 0 年以上 2 0 年未満 | 6 3 0 年以上         |

I 平成 12(2000)年 12 月につくられた『川崎市子どもの権利条例』についてお聞きします。

Q 1 川崎市子どもの権利条例を知っていますか。

- |         |                       |              |
|---------|-----------------------|--------------|
| 1 知っている | 2 聞いたことがあるが内容はよくわからない | 3 知らない ⇒ Q3へ |
|---------|-----------------------|--------------|

Q 2 川崎市子どもの権利条例をふだんどのような方法で見たり聞いたりしますか。

(あてはまるものすべてに○)

- |                   |             |            |
|-------------------|-------------|------------|
| 1 職場での話           | 4 川崎市ホームページ | 7 新聞、テレビなど |
| 2 職場以外の講座や学習会、研修会 | 5 ポスター      | 8 その他      |
| 3 パンフレット          | 6 ちらし       | (具体的に： )   |

Q 3 川崎市のしくみで知っているものは何ですか。(知っているものすべてに○)

- |                |                 |                  |
|----------------|-----------------|------------------|
| 1 かわさき子どもの権利の日 | 3 川崎市人権オンブズパーソン | 5 子どもの権利に関する行動計画 |
| 2 川崎市子ども会議     | 4 川崎市子どもの権利委員会  | 6 一つも知らない        |

Ⅱ 『あなたやあなたの職場の子どもの生活』についておききします。（あてはまるもの1つに○）

Q4 あなたは、子どもが、おとな（親・保護者、先生など）から、以下のことをされたことに最近気づいたり聞いたりしますか。

4-1 たたかれたり、なぐられたりする	1 あてはまる 2 だいたいあてはまる 3 あまりあてはまらない 4 あてはまらない
4-2 心を傷つけられる言葉をいわれる	1 あてはまる 2 だいたいあてはまる 3 あまりあてはまらない 4 あてはまらない
4-3 性的なことをされたり、させられたりする	1 あてはまる 2 だいたいあてはまる 3 あまりあてはまらない 4 あてはまらない
4-4 世話してもらえなかったり、無視されたりする	1 あてはまる 2 だいたいあてはまる 3 あまりあてはまらない 4 あてはまらない

Q5 あなたは、子どものいじめに最近気づいたことがありますか。

1 ある	2 ときどきある	3 あまりない	4 ない
------	----------	---------	------

Q6 あなたは、子どもには、安心して自分の気持ちや悩みを話せるおとなが少なくとも一人はいると思いますか。

1 思う	2 思わない
------	--------

Q7 あなたは、職場で、子どもに以下のことをしたことがありますか。

7-1 たたいたり、なぐったりする	1 あてはまる 2 だいたいあてはまる 3 あまりあてはまらない 4 あてはまらない
7-2 心を傷つける言葉をいう	1 あてはまる 2 だいたいあてはまる 3 あまりあてはまらない 4 あてはまらない
7-3 性的なことをしたり、させたりする	1 あてはまる 2 だいたいあてはまる 3 あまりあてはまらない 4 あてはまらない
7-4 世話をしなかったり、無視したりする	1 あてはまる 2 だいたいあてはまる 3 あまりあてはまらない 4 あてはまらない

Q8 あなたは、体罰をどう思いますか。

- 1 いかなる場合も、子どもへの体罰はよくないと思う
- 2 子どものしつけのための体罰は必要だと思う
- 3 子どもへの体罰は必要だと思う
- 4 その他（具体的に \_\_\_\_\_ ）

Q9 あなたは、仕事上の悩みがありますか。

- 1 ある
- 2 ときどきある
- 3 あまりない
- 4 ない

Q10 あなたには、安心して自分の気持ちや悩みを話せる人が少なくとも一人はいますか。

- 1 いる
- 2 いない

Ⅲ 『相談するところ』についてお聞きします。

Q11 あなたは、困ったり悩んだりしたとき、誰かに相談したいと思いますか。

- 1 したいと思う
- 2 したいけどできない（理由： \_\_\_\_\_ ）
- 3 したいと思わない（理由： \_\_\_\_\_ ）

Q12 あなたは、困ったり悩んだりしたとき、相談するとしたら、誰に相談しますか。

（あてはまるものすべてに○）

- |             |                   |                                                       |
|-------------|-------------------|-------------------------------------------------------|
| 1 自分の親、義理の親 | 10 近所の人           | 19 心理カウンセラー                                           |
| 2 自分の子ども    | 11 保健師            | 20 Facebook, Twitter, LINE,<br>Instagram など SNS 上の友だち |
| 3 親戚        | 12 医師             | 21 その他                                                |
| 4 兄弟姉妹      | 13 民生委員・主任児童委員    | （具体的に： _____ ）                                        |
| 5 夫・妻、パートナー | 14 子どもの担任の先生      |                                                       |
| 6 友だち       | 15 子どものクラブ・部活動の先生 |                                                       |
| 7 職場の同僚     | 16 校長先生、教頭先生      |                                                       |
| 8 職場の先輩     | 17 ゆうゆう広場・相談学級の先生 |                                                       |
| 9 職場の上司・管理職 | 18 スクールカウンセラー     |                                                       |



Q13 川崎市には次のような相談を受けてくれるところがありますが、知っているものは何ですか。  
 （知っているものすべてに○）

1 保健福祉センター （地域みまもり支援センター）	7 総合教育センター	14 人権オンブズパーソン
2 児童相談所	8 24時間子供SOS電話相談	15 川崎いのちの電話
3 児童・青少年電話相談	9 教育委員会の教育相談室	16 かわさきチャイルドライン
4 児童虐待防止センター	10 電話相談ホットライン(体罰など)	17 子どもの人権110番
5 民生委員・主任児童委員	11 インターネット問題相談窓口	18 神奈川県弁護士会 子どもの人権相談
6 スクールカウンセラー	12 やまびこ相談	19 知っているものはない
	13 かわさき若者 サポートステーション	

Q14 あなたは、困ったり悩んだりしたとき、どこかに相談したいと思いますか。

1 したいと思う	
2 したいけどできない（理由：	）
3 したいと思わない（理由：	）

Q15 あなたは、困ったり悩んだりしたとき、相談するとしたら、どこに相談しますか。  
 （あてはまるものすべてに○）

1 保健福祉センター （地域みまもり支援センター）	8 電話相談ホットライン(体罰など)	15 子どもの人権110番
2 児童相談所	9 インターネット問題相談窓口	16 神奈川県弁護士会 子どもの人権相談
3 児童・青少年電話相談	10 やまびこ相談	17 職場の相談窓口
4 児童虐待防止センター	11 かわさき若者 サポートステーション	18 インターネット掲示板
5 総合教育センター	12 人権オンブズパーソン	19 その他
6 24時間子供SOS電話相談	13 川崎いのちの電話	（具体的に
7 教育委員会の教育相談室	14 かわさきチャイルドライン	

Q16 あなたは、どのようなところなら相談しようと思いますか。自由に書いてください。

.....
.....
.....



IV 『あなたの周りのこと』についておききします。

Q17 あなたは、職場のある地域の活動・イベントや話し合いに参加していますか。

- 1 参加している 2 ときどき参加している 3 あまり参加していない 4 参加していない

Q18 あなたは、職場で子どもに関わること（運営方針、授業・保育内容、行事等）を決めるとき、子どもの思いや考えを取り入れていますか。

- 1 取り入れている 2 ときどき取り入れている 3 あまり取り入れていない 4 取り入れていない

Q19 あなたは、職場で子どもに関わること（運営方針、授業・保育内容、行事等）を決めるとき、自分の思いや考えを自由に言えますか。

- 1 言える 2 だいたい言える 3 あまり言えない 4 言えない

Q20 あなたの職場の子どもには、何でも話せる友だちがいますか。

- 1 そう思う 2 そう思わない

Q21 あなたの職場の子どもには、地域に、一緒に遊んだり話したりする友だちがいますか。

- 1 そう思う 2 そう思わない

Q22 あなたの職場の子どもは、学校の休み時間や放課後、好きなように過ごしていると思いますか。

- 1 そう思う 2 だいたいそう思う 3 あまりそう思わない 4 思わない

Q23 あなたの職場の子どもには、地域に、遊んだりスポーツをしたり自分が好きなことをする場所があるといますか。

- 1 そう思う 2 そう思わない

Q24 あなたの職場の子どもには、遊んだり休んだり自分の好きなことをする時間が十分にあると思いますか。

- 1 そう思う 2 だいたいそう思う 3 あまりそう思わない 4 そう思わない

Q25 あなたは、子どものことをよくわかっていると思いますか。

- 1 わかっていると思う 3 あまりわかっていないと思う  
2 だいたいわかっていると思う 4 わかっていないと思う

Q26 あなたは、子どもの話をよく聞いていますか。

- 1 聞いている      2 ときどき聞いている      3 あまり聞いていない      4 聞いていない

Q27 あなたの職場では、子どもが自分の権利を学ぶ機会がありますか。

- 1 ある      2 ときどきある      3 あまりない      4 ない

Q28 あなたの職場では、あなたが子どもの権利を学ぶ機会がありますか。

- 1 ある      2 ときどきある      3 あまりない      4 ない

Q29 あなたの職場で子どもを支援する際、関係機関（児童相談所、区役所など）と協働・連携して行うことがありますか。

- 1 ある      （具体例：      ）  
2 ときどきある      （具体例：      ）  
3 あまりない      （理由：      ）  
4 ない      （理由：      ）

Q30 あなたの職場で子どもを支援する際、地域の市民や活動団体（ボランティア、民生委員、民間の支援団体など）と協働・連携して行うことがありますか。

- 1 ある      （具体例：      ）  
2 ときどきある      （具体例：      ）  
3 あまりない      （理由：      ）  
4 ない      （理由：      ）

Q31 あなたの職場では、文化・国籍等のちがひ、障がいのあるなしにかかわらず、子どもは大切にされていると思いますか。

- 1 思う      2 思わない

Q32 あなたは、子どもへの懲戒権限の範囲を認識していますか。

- 1 認識している      2 認識していない

V 『あなたの思い』についておききします。

Q33 子どもは毎日が楽しいと感じていると思いますか。

- 1 思う      2 思わない

Q34 あなたは、自分が好きですか。

- 1 好き                      2 だいたい好き                      3 あまり好きでない                      4 好きでない

Q35 あなたは、周りの人から大切にされていると感じますか。

- 1 感じる                      2 だいたい感じる                      3 あまり感じない                      4 感じない

Q36 あなたは、毎日が楽しいですか。

- 1 とても楽しい                      2 だいたい楽しい                      3 あまり楽しくない                      4 楽しくない

Q37 次の子どもの権利のなかで、子どもにとって最も大切だと思うものは何ですか。

**（あてはまるもの2つに○）**

1 安心して生きる権利	いのちが大切にされ、いじめられたりしないで、安心して生活できる
2 ありのままの自分である権利	他の人との違いや個性が大切にされ、秘密が守られる
3 自分を守り、守られる権利	心や体を傷つけられないように逃げ、助けってもらうために相談できる
4 自分を豊かにし、かづけられる権利	遊んだり学んだり活動したりすることができる
5 自分で決める権利	自分のことを自分で決めたり、決めるときにおとなに助けってもらえる
6 参加する権利	自分の意見を言ったり、社会で活動したりできる
7 個別の必要に応じて支援を受ける権利	国の違いや障がいなどで差別されず支えられる

### さいごに

子どもが安心して、自分らしく生き、社会に参加しながら成長していけるには、どんなことが大切だと思いますか。何でも自由に書いて下さい。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

ご協力ありがとうございました。